



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社戸上電機製作所
代表者名 代表取締役社長 戸上 信一
(コード：6643 東証第二部)
問合せ先 取締役上席執行役員
管理本部長 伊東 学
(TEL：0952-24-4111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成29年5月9日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第142期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	25,143,291株
株式併合により減少する株式数	20,114,633株
株式併合後の発行済株式総数	5,028,658株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合により減少する株主数

株式併合を実施した場合、5株未満の株式をご所有の株主様230名（所有株式数の合計307株）は株主としての地位を失うこととなります。なお、当該株主様は、本定時株主総会において定款の一部変更が承認可決されることを条件として、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」の手続きを利用することができます。または「単元未満株式の買取り」の手続きを利用いただくことも可能です。

<株主構成>

(平成29年3月31日現在)

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,572名（100.0%）	25,143,291株（100.0%）
5株未満	230名（6.4%）	307株（0.0%）
5株以上	3,342名（93.6%）	25,142,984株（100.0%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条及び第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 目的の変更

事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるために現行定款第2条に定める目的を追加するものであります。

② 発行可能株式総数並びに単元株式数の変更

上記「2. 株式併合」の議案が本定時株主総会で承認可決されることを条件として、現行定款第5条に定める発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第7条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

③ 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上と公告手続きの合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

④ 単元未満株式の買増制度の新設

単元未満株式を所有する株主様の利便性向上のため、会社法194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、現行定款第9条を新設し、これに合わせて現行定款第8条の定めを一部変更するものであります。

⑤ 附則の新設

上記②発行可能株式総数並びに単元株式数の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。

⑥ その他

上記条文の新設及び変更に伴う条数の変更、その他、用字・用語の修正など所要の変更を行うものであります。

4. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>電気機械器具ならびにその他一般機械器具の製造販売およびこれに伴う工事請負</u> (新設)	<u>(1) 電気機械器具およびその他一般機械器具の製造販売ならびにこれらに伴う工事請負</u>
2. <u>前項に付帯する一切の業務</u>	<u>(2) 不動産の賃貸、管理、保有および運用</u> <u>(3) 前各号に付帯する一切の業務</u>
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告方法は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新設)	第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u>
	2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,400 万株</u> とする。	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,880 万株</u> とする。
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(単元未満株式の権利制限)	(単元未満株式の権利制限)
第 8 条 当社の株主はその有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 8 条 当社の株主はその有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利	(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 (新設)	(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

(新設)

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条～第21条 (条文省略)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第23条～第28条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第30条～第39条 (条文省略)

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条～第44条 (条文省略)

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主

は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条～第22条 (現行どおり)

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第24条～第29条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第31条～第40条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条～第45条 (現行どおり)

<p>(期末配当金等の除斥期間) 第 45 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息はつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間) 第 46 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息はつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株式併合に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 <u>第 5 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 142 期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成 29 年 10 月 1 日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第 5 条および第 7 条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
---	---

5. 今後の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 9 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上などを目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株へ変更することといたしました。あわせて、投資単位（1 単元株式の購入金額）について、中長期的な株価変動を勘案しつつ、株式の投資単位を適切な水準に調整することを目的として、5 株を 1 株にする併合を実施することといたしました。

Q4 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はあるのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動などの他の要因を除けば、ご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 5 倍となります。また、株価についても、理論上は併合前の 5 倍となります。

Q5 株式併合後に受け取る配当金はどうなりますか。

- A. 株主様が所有する当社株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動などの他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q6 所有株式数と議決権はどうなりますか。

- A. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は切り捨てます。）となります。また、効力発生日後の議決権個数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例①	1,500 株	1 個	300 株	3 個	なし
例②	1,283 株	1 個	256 株	2 個	0.6 株
例③	660 株	0 個	132 株	1 個	なし
例④	499 株	0 個	99 株	0 個	0.8 株
例⑤	346 株	0 個	69 株	0 個	0.2 株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例②、例④、例⑤、例⑥のような場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。この分配する代金のご案内は、平成 29 年 12 月中旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用できます。または、定款の一部変更が承認可決されることを条件として、単元未満株式の買増制度の導入を予定いたしております。具体的な手続きについては、株主様がお取引の証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式が 5 株未満の株主様（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 株式併合後でも、単元未満株式の買増しや買取りはしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主様がお取引の証券会社か、証券会社に口座を開設されていない場合は下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q8 何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要な手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行

同連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）